

2014.10.4

相続の いろは

徹底試算 ④

「うちの実家の土地は狭いから相続税はかからない」と考えている人がいたら、安心しない方がいい。来年1月に非課税枠の基礎控除が4割減ること都市部を中心に小規模の宅地にも広範に税がかかるようになる。

20坪(66平方メートル)、30坪(99平方メートル)、40坪(132平方メートル)

土地狭くても負担発生？

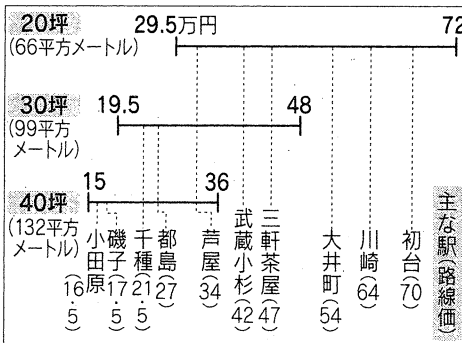
32平方メートルの宅地を相続すると、負担ほどの程度になるのか。

子2人が宅地のほか、2274万円の預金などを相続するとして試算したところ、路線価が29・5万円以上の地域では土地が20坪でも相続税が発生する。今は路線価72万円の地域まで相続税はかからない。土地が30坪なら路線価19・5万～48万円、40坪なら同15万～36万円の地域で初めて負担が発生するようになる。

例えば、路線価40万円のJR中央線阿佐ヶ谷駅

都市部、20坪でも課税

新たに負担が発生する地域(路線価ベース)



周辺の土地20坪の評価は7000円、計約71万円約2640万円。預金などが課税される。30坪の場合とあわせ4914万円、合は約205万円、40坪を相続するとする。今は約403万円の負担に基礎控除の7000万円なる。(随時掲載)

に満たないので負担は発生しない。だが、来年から基礎控除が4200万円に減ると、714万円が課税対象となり、一人あたり35万